

令和6年度 朝日町志藤六郎村おこし基金補助事業 募集要項

1 目的

朝日町志藤六郎村おこし基金を設置し、基金の運用から生ずる益金等を地域の活性化、振興発展を図るための事業等に対して予算の範囲内（総額240万円）で補助するものです。

2 対象となる事業及び事業費、補助限度額

事業名	事業内容	補助金の算定
ともに考え、 つながり応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や人・行政などが連携・協働して進めるまちづくり活動 ・地域を思う一人ひとりがつながり、みんなで支えあう地域活動 <p>① 地域の自然や文化など、地域の誇りやシンボルの継承保存事業 【例】地域の文化や行事の継承、保存事業など郷土愛を育む事業</p> <p>② 環境にやさしい地域づくり事業 【例】リサイクル活動、資源の地域循環型社会の創造、ゼロカーボンシティに向けた取り組みなど</p> <p>③ デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する事業 【例】スマホ、タブレットの活用や、キャッシュレス決済等に向けた勉強会の開催など</p> <p>④ 地域課題の解決のための活動事業 【例】雪対策、高齢者見守り、災害支援など地域課題に関するボランティアの取り組みなど</p>	<p>1 事業あたり事業費の80%以内の額で、80万円を限度として補助します。（千円未満の額を切り捨てた額）</p> <p>企業の社会貢献事業として取り組む場合は、事業経費の3分の1以内の額で、30万円を限度として補助します。</p>
希望・活力を生み出す まちづくり応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源を生かした地域内における多様な連携や、外からの知恵や技術を取り入れる活動 ・新たな価値や賑わいを創出することにより将来のまちに希望を見出す活動 <p>① 地域の素材活用した新商品の開発販売等の事業 【例】新商品やサービスの「研究、開発、製造、販売」など</p> <p>② 新たな交流など町の賑わい創出事業 【例】農業・農村研修の企画開催、地域資源の情報発信等</p>	<p>1 事業あたり事業費の80%以内の額で、80万円を限度として補助します。（千円未満の額を切り捨てた額）</p> <p>企業の社会貢献事業として取り組む場合は、事業経費の3分の1以内の額で、30万円を限度として補助します。</p>
やる気とチャレンジ応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を自ら捉え町の活性化をめざして新たなことにチャレンジする活動 ・各団体の取組みが継続されることにより、更なるチャレンジを生み出す活動 <p>【若者が主体となる活動については優先的に認めていく】</p> <p>① 町民の居場所やコミュニティづくりで地域内外と交流をすすめる事業 【例】「子どもや高齢者」、「様々な文化活動」、「イベント参加者」等による交流の場づくり等</p> <p>② New アクションジャンプアップ事業 New アクション事業の支援終了後の活動について、更なる支援を行う</p>	<p>1 事業あたり事業費の90%以内の額で、40万円を限度として補助します。（千円未満の額を切り捨てた額）</p> <p>継続して実施することにより効果が発揮されると認められる場合は、3年間を限度として総事業費の90%以内の額で、120万円を限度として補助します。（年度間の流用可能）</p> <p>②の事業に関しては限度額を上記の1/2とし、その他は同じとする。</p>

ただし、「やる気とチャレンジ応援事業-② New アクションジャンプアップ事業」をのぞき18歳～39歳の若者が主体となる場合は補助率を100%とする。

3 応募資格

- (1) 朝日町に住民登録している一般社会人
- (2) 朝日町民で組織する団体・グループ等
- (3) 朝日町に住所を有する企業等

4 応募方法

所定の申請書に必要事項を記載し、令和6年5月31日(金)まで役場政策推進課に提出してください。

5 審査及び補助金の交付

補助金の交付対象については、条例・規則・内規に基づき応募を受け付け、朝日町志藤六郎村おこし基金運営委員会で選考のうえ決定します。この結果については、申請者各々に文書で別途通知します。

なお、補助金の交付に関しての事務は、朝日町補助金等の適正化に関する規則に従って行い、原則として、補助金は実績報告完了後に交付します。

6 申請書用紙配付・応募先

朝日町役場 政策推進課地域振興係 TEL 67-2112